

福岡県公報

平成24年10月9日
第3436号

目次

告示 (第1711号 - 第1714号)

- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 福岡県立公文書館の供用の開始 (行政経営企画課) 2
- 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害 (福祉総務課) 2
- 意見募集の結果の公示 (行政経営企画課) 2

告示

福岡県告示第1711号

解散した清算法人東下土地改良区から清算人の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年10月9日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
吉村 論吉	築上郡上毛町大字東上3298番地
内尾 文清	〃 〃 大字東下119番地
島 宜章	〃 〃 大字土佐井1164番地
原岡 瑞泉	〃 〃 大字西友枝1804番地

大竹 伸彦	築上郡上毛町大字西友枝1893番地1
大山 晃	〃 〃 大字東下1569番地1
山上 信彦	〃 〃 〃 642番地
佐矢野 守	〃 〃 大字東上3547番地
皆尺寺 政人	〃 〃 〃 2795番地1
小川 一昭	〃 〃 大字土佐井240番地1

福岡県告示第1712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京築	県道	福 土 富 線	前	築上郡上毛町大字土佐井1191番1先から 築上郡上毛町大字土佐井1228番2先まで	6.6 ～ 7.1	111.7
			後	築上郡上毛町大字土佐井1191番1先から 築上郡上毛町大字土佐井1228番2先まで	6.6 ～ 7.1	111.7
			後	築上郡上毛町大字土佐井1191番1先から 築上郡上毛町大字土佐井1228番2先まで	6.6 ～ 9.5	123.3

福岡県告示第1713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年10月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町西隈3丁目183番6先から 筑紫郡那珂川町西隈3丁目183番5先まで

福岡県告示第1714号

次の公の施設の供用を開始するので、福岡県立公文書館条例（平成24年福岡県条例第3号）第2条の規定により適用する福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年福岡県条例第5号）第3条の規定により次のように公示する。

平成24年10月9日

福岡県知事 小川 洋

名称	位置	供用の開始の期日
福岡県立公文書館	筑紫野市	平成24年11月18日

公 告

公告

平成24年7月3日、朝倉市の区域内において発生した大雨による災害及び平成24年7月13日、みやま市において発生した平成24年7月九州北部豪雨による災害を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

平成24年10月9日

福岡県知事 小川 洋

公告

福岡県立公文書館条例施行規則案について、平成24年8月17日から平成24年9月15日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理の上、平成24年10月9日に公布しました。

平成24年10月9日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

総務部行政経営企画課文書班

電話：092-643-3029

メールアドレス：gyokei2@pref.fukuoka.lg.jp